

2019年03月06日：平成31年第1回定例会（第4号） 本文

○18 番外塚潔議員 外塚潔でございます。このたび、7回目の一般質問の機会を与えてくださいました先輩議員、そして同僚議員の皆様方に、心から感謝申し上げます。

それでは、通告に基づき、順次質問を進めてまいります。知事初め、執行部の皆様には明快なる御答弁をお願いいたします。

まず初めに、つくばエクスプレスの県内延伸についてお伺いいたします。

今から14年前、平成17年に開業したつくばエクスプレスは、乗客数を順調に伸ばしており、平成29年度の1日当たりの乗車人員は37万人を超えております。

沿線地域では、宅地整備や企業、商業施設の進出などが着実に進み、人口も増加するなど、つくばエクスプレスが地域の活性化と発展をもたらしている状況であります。

昨年5月、つくばエクスプレスの茨城空港への延伸を実現するため、茨城空港周辺の7つの市議会で「TX茨城空港延伸議会期成同盟会」が設立されました。私の地元かすみがうら市の市議会も加わっております。

つくばエクスプレスの県内延伸が実現すれば、交通アクセスの飛躍的向上や県内の鉄道ネットワークの充実が図られ、延伸された地域の発展につながります。

加えて、常磐線沿線など県内の他の地域の活力の向上にもつながると私は考えており、県内延伸はぜひとも実現したいところであります。

こうした中、昨年11月に決定され、「新しい茨城」への挑戦と銘打たれた県総合計画において、つくばエクスプレスの県内延伸に向けた検討を進めるとされ、また、2050年ごろの「茨城の姿」という概念図に延伸イメージが示されたことに、私は大いに期待をいたしました。

知事は、就任以来、つくばエクスプレスの県内延伸に関する質問に対し、諦めずに、精いっぱい挑戦していく、あらゆる可能性を模索しながら、しっかりと取り組んでいくと繰り返し答弁をされております。

県総合計画の計画期間は2021年度までであり、残り3年間であることを考えますと、私は、しっかり取り組んでいくとされるその内容に、さらに一步進んだ具体性が欲しいと感じます。

もちろん、つくばエクスプレスの県内延伸の実現が簡単でないことは十分承知しております。黒字とはいえ、多額の鉄道建設費の返済を抱える事業者の意向も無視はできないでしょう。しかし、全国には、自治体みずから鉄道を建設した事例もございます。

例えば、茨城県民鉄道事業体の設立です。これからの10年が、本県が未来に向けて大きく飛躍できるかどうか極めて重要な期間になってくるといっているのであれば、県がみずから茨城県民鉄道の事業主体となって延伸に乗り出していくぐらいの強い意気込みも期待するところであり、知事のリーダーシップで、必要な資金の確保やルートを選定、関係者との調整などに前向き、かつ具体的に取り組んでほしいと思います。

そこで、県総合計画の2021年度までの計画期間内で、つくばエクスプレスの県内延伸にどのように取り組んでいくのか、知事にお伺いいたします。

次に、霞ヶ浦二橋の整備についてお伺いいたします。

霞ヶ浦二橋は、霞ヶ浦の2つの入り江に橋をかけ、北は茨城空港や東関東道を経て常陸那珂港区へ、南は圏央道を経て幕張新都心までをつなぐ構想であります。この構想を実現するために、平成8年に「霞ヶ浦二橋建設促進期成同盟」が設立されました。現在は、かすみがうら市を含む11市町村で、毎年、精力的に要望活動を実施しております。

先月も、私を含む各会派の県議会議員が同行し、知事、政策企画部長、土木部長に整備の早期具体化などについて要望を行ったところでありますが、目に見える形でなかなか前に進んでいないのが現状であります。今後は、県とともに、国への要望活動も必要だと考えます。

霞ヶ浦二橋は、4本の高速道路に囲まれる霞ヶ浦周辺地域の中央部を南北に結ぶ基軸になるものであります。整備が実現すれば、交通の利便性の向上に加え、地域の活性化や交流、定住人口の拡大が期待されます。また、災害発生時には、物資の輸送や県内外の住民の避難のための道路としても非常に重要な役割を果たすことは間違いありません。

私は、霞ヶ浦の西浦にかかる唯一の橋である霞ヶ浦大橋について、鹿行地区と医療機関が集積する土浦、つくばをつなぐ命の道であると申し上げてきましたが、霞ヶ浦二橋も住民にとっては命の道であります。

昨年11月に策定された県総合計画でも、2050年ごろの「茨城の姿」の中に、霞ヶ浦二橋のルートのおおよそのイメージが示されました。

新しく2つの橋をかけ、道路を整備するということになりますと、途方もない予算と時間が必要となります。整備による効果と必要や時間を比較考量しながら、長期的な視点に立って検討を進めていくべきとする考えも理解はできます。しかし、期成同盟の設立から、はや20年余り、県総合計画の概念図にイメージを示す以上の踏み込んだ取り組みを、知事初め、政策企画部長、土木部長には期待したいところであります。

そこで、霞ヶ浦二橋の整備について、今後どのように取り組んでいくのか、政策企画部長にお伺いいたします。

次に、つくば霞ヶ浦りんりんロードについてお伺いいたします。

まず、日本一のサイクリング環境の構築についてであります。

つくば霞ヶ浦りんりんロードは、首都圏からアクセスのよさなどの立地環境に加え、昨年の「りんりんスクエア土浦」の開業などにより利用者が着実にふえております。

私は、平成28年第1回定例会で、視覚などに障害のある方もサイクリングを楽しむことができるタンDEM自転車について、公道全般を走行できるようにしてはどうかと提案いたしました。これまで本県では、自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路のみ、複数乗車による走行が可能とされてきました。すなわち、つくば霞ヶ浦りんりんロードについては、桜川市内から土浦市内までの区間のみであります。

ことしに入り、茨城県道路交通法施行細則の改正についてのパブリックコメントが実施されました。改正の内容は、ことし4月から、複数乗車による公道走行を可能にするものであります。現在、パブリックコメントの結果を受け、細則の改正に向けた

手続が進められているものと理解しておりますが、まずは、私の提案、そして関係団体からの要望に真摯に御対応いただいた執行部の皆様に感謝申し上げたいと思います。

一方で、タンDEM自転車は、2人でこぐためスピードが出やすく、全長が大きいいため小回りもききにくいなど、運転感覚が普通の自転車とは大きく異なります。ルールの違いもあります。

私は、運転感覚の違い、ルールの違いを利用者の方々にしっかり理解し、体験していただいた上で、安全に快適にタンDEM自転車でのサイクリングを楽しんでいただきたいと思います。

そのためには、「かすみキッチン」などのある私の地元かすみがうら市交流センター周辺でレンタルを行うとともに、体験教室を行うなどの取り組みも考えられるのではないのでしょうか。

こうした中、先月、知事は、「いばらきサイクルツーリズム構想」を発表し、「サイクリング王国いばらき」の実現を目指し、全県でサイクルツーリズムを推進していくとされたところであります。

私は、その大前提としても、誰もが安全・安心、快適にサイクリングを楽しめる環境整備を図ることが欠かせないと考えております。

そこで、タンDEM自転車にかかわる道交法施行細則の改正を機に、つくば霞ヶ浦りんりんロードについて、今後どのように日本一のサイクリング環境の構築に向けて取り組んでいくのか、政策企画部長にお伺いいたします。

次に、県道桜川土浦潮来自転車道線の整備についてお伺いいたします。

つくば霞ヶ浦りんりんロードは、つくばりんりんロードと霞ヶ浦湖岸の堤防道路からなる総延長約180キロメートルのサイクリングコースであります。平成28年に土浦市内のこれらを接続する箇所が完了し、一体的に利用可能となったことを受け、開通記念式典を行い、サイクリストを初め、皆さんにお披露目をいたしました。

しかし、つくば霞ヶ浦りんりんロードの一部となる県道桜川土浦潮来自転車道線のうち、霞ヶ浦湖岸の約40キロメートルについては、堤防上の既設の道路を拡幅して、新たに自転車道を整備する計画であります。なかなか整備が進んでおりません。自転車道が未整備であっても、自転車の走行は可能ですが、今般、道交法施行細則が改正されると、複数乗車によるタンDEM自転車の走行も可能になるわけですが、自動車と自転車が同じ道路を走るということは、それだけ危険を伴います。

私が、前回、県道区間の整備の見通しについてお伺いしたのは、2年前のちょうど3月6日です。その後、土浦駅付近から土浦市手野町地内約1.8キロメートル区間について整備が進められております。霞ヶ浦大橋西側については、交通量の多い国道354号をサイクリストが安全に横断できるよう、既存の市道のボックスに接続する斜路、スロープの整備が進み、今年度末までに完了する予定と伺っております。

しかし、かすみがうら市加茂地内の川尻川を渡る区間については、既設の橋が内陸側にあって大きく迂回しているため、新たに直線的なルートとなる自転車専用の橋を設置するとされているものの、完成は見えてこないのが現状です。

日本一のサイクリング環境を目指し、そしてつくば霞ヶ浦りんりんロードのブランドイメージの向上を図るには、先ほど申し上げた複数乗車によるタンデム自転車の走行ルールの周知、体験教室の実施などソフト面での対策に加え、自転車道の早期整備というハード面での対策が欠かせないと私は考えます。

そこで、霞ヶ浦湖岸の県道桜川土浦潮来自転車道線の整備の状況と今後見通しについて、土木部長にお伺いいたします。

次に、霞ヶ浦の地域資源を生かした振興についてお伺いいたします。

まず、霞ヶ浦地域の観光誘客の取り組みについてであります。

昨年、「霞ヶ浦の帆引網漁の技術」が国の選択無形民俗文化財に選定され、また、世界湖沼会議の開催を記念して、七色帆引き船の観光操業が行われるなど、霞ヶ浦の観光資源の一つ、帆引き船への注目が一層高まってきております。

私は、前回、一般質問で、帆引き船を活用した観光誘客についてお伺いいたしました。営業戦略部長からは、帆引き船の知名度向上を図るとともに、効果的なPRと観光資源としてのさらなる磨き上げが大変重要であるとの御答弁がありました。

帆引き船の知名度向上を図ることが重要との見解については、私も全く同感であります。帆引き船の船の写真は、霞ヶ浦を象徴するものとして、パンフレットやホームページなどさまざまな場面で活用されてきました。

しかし、一方で、帆引き船が漁を行うための船であること、そのため遊覧船と異なり観光客は乗船できないといった特徴は、意外に知られていないように思います。

今後も、知名度向上には、例えばフォトコンテストならぬムービーコンテストを実施し、優秀作品をインターネットで公開するなど、帆引き船の写真だけでなく、動画によるPRも有効ではないでしょうか。

また、さきの営業戦略部長の御答弁には、地域の他の観光資源と組み合わせた魅力的な体験プログラムの提供、あるいは旅行商品の造成を働きかけるなど、それ自体魅力的なお答えがあり、私は明るい希望を抱いたものであります。ぜひ、帆引き船を初めとするこの地域の観光資源を生かし、さらなる観光誘客につなげてほしいと思います。

そこで、霞ヶ浦地域の観光誘客のこれまでの推進策と、今後どのように取り組んでいくのか、あわせて営業戦略部長にお伺いいたします。

次に、霞ヶ浦地域資源を生かした地域振興についてお伺いいたします。

私は、霞ヶ浦には、知られざる地域資源もまだまだ多いと感じています。その一つが、漁港や船だまりであります。

霞ヶ浦には、11の漁港と150の船だまりがあり、そのほとんどは市町村が管理しております。湖にこれだけ多くの漁港や船だまりがあることも珍しく、霞ヶ浦の特徴的な風景を形成していると思います。市町村と連携して、釣りやウオータースポーツなどに活用し、交流人口の拡大や地域の活性化につなげられないでしょうか。

県は、これまで、長年企画部が窓口となって、広域的なイベントの開催やメディアへの積極的なプロモーション活動を初め、霞ヶ浦の豊かな地域資源の最大限の活用や、国、市町村、市民団体などの連携強化に取り組んできました。こうした取り組みは今

後とも必要だと私は考えます。

そこで、霞ヶ浦の地域資源を生かし、今後どのように地域の振興を図っていくのか、政策企画部長にお伺いいたします。

次に、サービス付き高齢者向け住宅と介護保険制度についてお伺いいたします。

サービス付き高齢者向け住宅、いわゆるサ高住は、平成 23 年度高齢者住まい法の改正により誕生したものであります。

サ高住に関する現行制度については、地元市町村や地域住民が反対していても、一定の要件を満たしていれば、県への登録を行うことで開設できてしまう問題点が指摘されています。このため、平成 29 年第 4 回定例会では、サービス付き高齢者向け住宅制度の改正を求める意見書を全会一致で可決したところであります。

私は、サ高住は、高齢者が住みなれた土地で安心して生活できる住まいとなるために、地域の方々の十分な理解を得ることが欠かせないと考えます。

こうした中、先月、日本経済新聞の一面に、サ高住に関する記事が大きく掲載されました。「サ高住は、家賃が安いほど要介護度の高い入居者が多い。家賃の安いサ高住は、介護報酬で収入を補おうと過剰に介護を提供しがち」とする記事がありました。

サ高住の県への登録基準は、バリアフリー構造や一定の面積、設備などを整えていること、安否確認と生活相談といった見守りサービスを提供することなどであります。

一方、訪問介護などを利用したいサ高住の入居者は、別途ケアプランの作成を経て、介護保険サービス事業所と契約することになりますが、サ高住には介護保険サービス事業所が併設されている場合が非常に多いのが現状です。

こうした現状が、さきの新聞記事の背景になったと推察しますが、介護保険サービス事業所に支払われる介護報酬は、利用者の負担と公費と介護保険料で賄われております。サ高住の入居者に限らず、介護保険サービスを希望する者に対し適正なサービスを提供していくことは、介護保険制度の安定的、持続的な運営のためにも極めて重要だと私は考えます。

サ高住が登録どおりのサービスを提供しているか、介護保険サービス事業所が適正なサービスを提供しているか県が適切に指導監督していくことが、サ高住の入居者、介護保険サービスの利用者、ひいては全ての県民の安心につながります。

そこで、サービス付き高齢者向け住宅の登録事業者及び介護保険サービス事業所に対し、県はどのように指導監督していくのか、福祉担当部長にお伺いいたします。

次に、昨年、第 2 回定例会に引き続き、イノシシ等鳥獣被害対策についてお伺いいたします。

県内の野生鳥獣による農作物などの被害は深刻化しており、昨年、議員提案により、茨城県イノシシ等野生鳥獣による被害の防止対策に関する条例が制定されました。

県では、今年度当初予算で、被害防止対策関連事業に昨年度から倍増となる 2 億円余りを計上するなど、対策強化に乗り出しているところであります。しかし、今年度は間もなく終わりを迎えますが、当初予算が倍増したことに見合うだけの被害軽減の効果が、私には感じられません。

このような中、先日夜間に、地元かすみがうら市牛渡地内市道上で、車にはねられ

たイノシシの死骸を発見と市民の方より連絡をいただきました。付近には数頭の親子がやぶの中に潜んでおり、その場どう対応すればよいのか、夜間の通報先はなどと、夜行動するイノシシと遭遇し、市民の方は大きな恐怖と不安を感じたと訴え、早期対策を要望されました。

イノシシの特徴の一つに、市町村の区域を越えて活動することが挙げられます。一つの市町村が駆除に力を入れても、隣接する市町村の対応に温度差があれば、結局イノシシは網の緩いほうに逃げてしまうだけです。

前回、一般質問では、捕獲の日、あるいは集中捕獲週間の設定といった、周辺市町村による一体的な駆除対策を御提案いたしました。

先月、つくば市で、ドローンを使ってイノシシの生態調査を行うとの報道がありました。さらに、私の地元かすみがうら市を含む周辺の市と情報の共有を図っていくという、つくば市の考えも示されました。先進的な技術を使った取り組みとその情報の市町村間での共有、注目すべき取り組みではありますが、残念ながらそこに県の姿は見えないのであります。

一つの市町村の中にとどまらない広域的な被害への対応は、まさに県の出番であると私は考えます。県が主導し、市町村、猟友会など関係者と連携した対策をとってほしいと常々思っております。

また、私は、捕獲後、焼却処分などにより廃棄されるイノシシをジビエとして利活用することは、被害軽減対策の有効な一手段となると考えています。

そのため、一昨年、環境保全対策調査特別委員会で、イノシシをさばく移動式解体処理車、いわゆるジビエカーを農林事務所ごとに配置して、ジビエとしての流通に資するような施策を実施してはどうかと提案いたしました。

その後、県、あるいは県内市町村でジビエカーが導入された実績はありませんが、新年度の被害防止対策関連事業の予算は、今年度の当初予算よりさらに増額されております。県が中心になって、ジビエカーの導入に限らず、被害軽減につながるあらゆる取り組みにチャレンジしてほしいと考えます。

そこで、イノシシなど野生鳥獣による被害対策に来年度はどのように取り組んでいくのか、農林水産部長にお伺いいたします。

次に、霞ヶ浦の儲かる水産業に向けた取り組みについてお伺いいたします。

霞ヶ浦は、養殖コイの生産量が全国1位であるほか、シラウオ、ワカサギも全国有数の漁獲量を誇り、水産業が地域の基幹的な産業の一つであるとも言われていますが、さまざまな課題も抱えております。

例えばコイは、活魚での流通が主体で、調理には一定の技術が求められていることから、消費が伸びにくいという課題があります。また、シラウオのトロール漁は、毎年7月から解禁され、12月末まで続きますが、10月から12月にかけて水揚げ量が一気にふえるため、鮮度保持の難しいシラウオの引き受け先に漁業者は頭を悩めているといえます。

私は、これからの霞ヶ浦の水産業については、こうしたさまざまな課題を乗り越え、地域の基幹的な産業の名にふさわしい収入と利益が得られる儲かる産業にしていく

ことが欠かせないと考えます。

そのためには、霞ヶ浦でとれたものや養殖されたものが、霞ヶ浦が産地であるブランドものとして多くの人に知られ、食卓に上るようになることが重要であります。

昨年、第2回定例会で、私は、冷凍技術を活用した霞ヶ浦水産資源の販路拡大についてお伺いいたしました。新たに開発されましたコイの凍結パックの販路拡大、シラウオの生食用凍結品の製造に向けた取り組みなど、いずれもこれまでにないチャレンジであり、私が特に期待するものであります。

その後、昨年の第3回定例会で、建築後50年を経過する水産試験場内水面支場について、高度化する研究手法や新たな研究ニーズへ対応するため、研究棟や魚類飼育実験棟の整備を行う予算が成立しました。来年度中には本体工事が完了し、ワカサギを初め、本県の内水面水産物の研究を展開していくと伺っております。

私は、今後、リニューアルされた水産試験場内水面支場が中心となって、霞ヶ浦の水産資源のブランド化につながるような技術開発を行ってほしいと思います。そしてその技術を生かし、多くの関係者と連携しながら、霞ヶ浦の儲かる水産業の実現を果たしてほしいと考えます。

そこで、霞ヶ浦の儲かる水産業の実現に向け、今後どのように取り組んでいくのか、農林水産部長にお伺いいたします。

最後に、教員の機動的な配置についてお伺いいたします。

近年、教育課題の複雑化・多様化に伴う教員の多忙化が指摘されております。

ことし1月、中央教育審議会において、学校における働き方改革についての答申が出されました。勤務時間管理の徹底や、学校と教員が担う業務の明確化・適正化などを内容としております。

今後、教員の多忙化が解消に向かい、教員が高い意欲と専門性を持って子どもたちと向き合えるようになってほしいと思います。

一方で、どんなに働き方改革が進展しても、教員が生きている人間であることには変わりありません。ある日突然、けがや病に襲われることもあるでしょう。教員本人は元気で、家族が倒れ、介護に当たらなくてはならないといった事態も考えられます。

妊娠中の小学校の先生が、切迫早産のため、当初予定していた産前休暇よりもずっと早い時期に休みに入ることになり、急遽、教頭先生が担任を務めることになったという話を私自身も耳にしたことがあります。

年度の途中、学期の途中で、教員が自分自身の予想もしなかった理由により、教育の現場を離れることとなったとき、まず、気になるのは子どもたちへの影響であります。

担任の先生が急にお休みすることになったとき、クラスの子どもたちに動揺するなというのは難しいかもしれません。しかし、かわりの先生がスムーズに決まり、日々の授業がきちんと行われれば、その学校生活の中で子どもたちは徐々に落ちつきを取り戻していくことでしょう。

そして、心ならずも学校を離れることになった先生には、治療に、介護に、また出

産、育児に安心して専念してほしい。そして、いずれは教育の現場に戻り、再び第一線で活躍してほしいと私は思います。

一方で、特に一人の教員が担任となって全ての強化を教える小学校の場合には、小規模校も多く、教員の突然の欠員に対応するだけの余力が少ないのではないかと懸念もしているところです。

現在、教員のなり手不足が大きな課題となっております。教員は長時間労働のブラックな仕事というイメージが原因の一つだという声もあります。働き方改革を進めるとともに、教員の突然の欠員に対応できるだけの仕組みを整えていくことが、優秀な教員の確保にもつながると考えます。

そこで、年度途中の教員の欠員が生じた場合の対応について、現状と課題、今後の取り組みについて、教育長にお伺いいたします。

以上で質問を終わります。御清聴ありがとうございました。(拍手)

○大井川和彦知事 外塚潔議員の御質問にお答えいたします。

つくばエクスプレスの県内延伸についてお尋ねをいただきました。

つくばエクスプレスは、平成17年の開業以来、沿線の宅地整備や企業、商業施設の進出などが着実に進み、輸送実績も順調に増加するなど、地域の発展に極めて大きな効果をもたらしているところでございます。

人口減少が進む中、今後の県勢発展を考えていく上において、つくばエクスプレス沿線の活力を県内へ広く波及させていくことが重要であります。

このため、昨年11月に策定しました県総合計画において、つくばエクスプレスの県内延伸について検討を進めるとともに、2050年ごろを展望した茨城のグランドデザインの中で、複数の延伸イメージを示したところでございます。

一方、県内延伸の実現には、以前から申し上げておりますとおり、必要な資金をどのように確保するか、採算をどうとるかなど、非常に難しい問題がございます。

県としましては、来年度、水戸・つくば間の交通ネットワーク強化のため、両都市間を結ぶ高速バス増便実証実験に取り組んでまいりますが、その結果等も参考にしつつ、資金の確保やルートなどを幅広く検討を行い、県内延伸の実現に向けて、あらゆる可能性を模索しながら、しっかりと取り組んでまいります。

○盛谷政策企画部長 霞ヶ浦二橋の整備についてお答えいたします。

霞ヶ浦二橋は、千葉県北西部から圏央道に至る地域高規格道路である千葉茨城道路を北へ延伸し、東関道水戸線に接続させる道路構想において霞ヶ浦に架橋しようとするものであり、4本の高速道路に囲まれる霞ヶ浦周辺地域の中央を南北に結ぶ基軸となるものでございます。

現在、霞ヶ浦の南側において、県道美浦栄線バイパスや県道竜ヶ崎阿見線バイパスの整備を進めるとともに、美浦栄線バイパスから竜ヶ崎阿見線バイパスまでの中間ルートについて、事業化に向けたルート検討を行っているところでございます。

今後、霞ヶ浦周辺地域では、圏央道の4車線化や東関道水戸線の全線開通に向けて



整備が進められることにより、首都圏や県内各地域との一層のアクセス向上や沿線の産業立地の新たな進展、茨城港、鹿島港からの港湾物流や茨城空港の利用者の増加などが大いに期待されます。

このような広域ネットワークをさらに充実強化させるとともに、首都直下地震などの災害発生時における物資輸送や首都圏からの避難経路を補完する、まさに命の道ともなるルートの検討も加える必要があると考えてございます。

このため、今年度策定いたしました新たな県総合計画の2050年ごろの「茨城の姿」におきまして、霞ヶ浦二橋構想のおおよそのイメージをお示しをしたところでございます。

また、新総合計画では、従来の5つの地域区分に加えて、産業構造や人口動態、将来の発展の方向性を勘案し、新たに11のゾーンを設定をいたしました。

今後の計画推進に当たりましては、それぞれテーマを定めまして、市町村と意見交換を行い、きめ細かな地域振興の方策を検討してまいります。

霞ヶ浦二橋につきましても、このような場を活用いたしまして、整備コストに見合う効果を十分得るためにはどのような環境づくりが求められるかなどについて話し合いを行い、機運の醸成につなげてまいりたいと考えております。

県といたしましては、まずは、霞ヶ浦の浄化を最優先に進め、観光地としての魅力向上や漁業を含めた周辺産業の振興を図るとともに、整備に要する莫大な費用や時間と、利便性の向上や地域活性化、災害時の避難ルートといった整備効果を比較しながら、地元市町村と知恵を出し合い、実現に向けて努力してまいります。

次に、つくば霞ヶ浦りんりんロードについてお答えいたします。

まず、日本一のサイクリング環境の構築についてでございます。

タンDEM自転車につきましても、議員初め、県議会や各種団体からも県道路交通法施行細則の改正の御要望をいただいております。

県といたしましても、警察当局に対し、同施行細則の改正の検討をお願いしてまいりましたが、今般、4月1日からタンDEM自転車等の走行が全県で可能となる方向で、同施行細則の改正手続が進められていると聞いてございます。

その一方で、議員御指摘のとおり、タンDEM自転車はその重量や性能などが普通自転車とは異なることから、自転車をより安全、快適に楽しんでもいただくためには、自転車の乗り方や交通安全ルールの徹底など、利用促進の取り組みとあわせまして、利用者にはしっかりと御理解をいただくことが肝要であると考えてございます。

また、かすみがうら市の「かすみキッチン」周辺などでの体験教室などの御提案をいただきましたが、歩崎公園では年間を通じた各種イベントが開催されておりますことから、こうした機会を捉えまして、試乗会などを行っていきたいと考えてございます。

さらに、レンタサイクルにつきましても、今回の公道走行解禁に合わせ、まずは、つくば霞ヶ浦りんりんロードの首都圏からのゲートウェイでもございます土浦市内を発着として、広域レンタサイクルにタンDEM自転車を配備する方向で検討を進めており、今後、その利用動向を踏まえながら、沿線地域に広げていくこととしたいと考

えております。

また、これに先立ちまして、今月下旬には、水戸や土浦市内で、関係者を初め、一般の方々を対象といたしました試乗会や普及イベントを、警察や市町村などとも連携をいたしまして開催することとしてございます。

県といたしましては、今回の解禁を契機といたしまして、つくば霞ヶ浦りんりんロードが、首都圏に近く、平たんで走りやすいコースでありますことやそのサポート体制が充実していることなどを、従来のサイクリストや一般観光客だけでなく、視覚障害者やパラスポーツ関係者にも幅広くPRすることなどを通じ、本県の観光振興や障害のある方々にも優しい県といたしまして、そのイメージアップにもつなげてまいりたいと考えております。

今後とも、つくば霞ヶ浦りんりんロード利活用推進協議会を初め、関係機関団体などと連携を一層図りながら、ハード、ソフト両面にわたる日本一のサイクリング環境の構築に向け、全力で取り組んでまいります。

次に、霞ヶ浦の地域資源を生かした地域振興についてお答えいたします。

霞ヶ浦は、その美しい景観だけでなく、産業、観光、教育等さまざまな目で活用されるなど、本県にとってかけがえのない財産であり、県では、この豊かな自然環境と調和した利活用を図るため、平成9年に国や市町村、関係団体などで構成されます「霞ヶ浦環境創造事業推進協議会」を設置し、行動計画等を定め、地域と連携を図りながら、交流拡大と地域活性化に向けた各種施策を推進してまいりました。

例えば、帆引き船など特色ある地域文化の保全・継承といった取り組みのほか、サイクリング環境や地場製品の魅力を発信するイベントの開催、筑波山地域ジオパークの推進など、霞ヶ浦の恵まれた地域資源を生かした取り組みを進めてきたところでございます。

議員御指摘のとおり、霞ヶ浦には隠れた地域資源がまだまだ数多く存在すると考えられますので、県といたしましては、県総合計画の方針等も踏まえながら、さらなる地域資源の発掘に努め、その有効活用を図ることにより、霞ヶ浦周辺地域の振興を推進してまいります。

なお、議員から御提案のございました漁港や船だまりの釣りやウオータースポーツなどへの活用についてでございますが、現在、霞ヶ浦周辺では、市町村観光協会や民間団体等により、釣り大会やヨットレース、トライアスロンの大会など、霞ヶ浦をレジャーやスポーツに生かした取り組みが行われておりますところ、漁港や船だまりについては、施設の設置目的や用途、主な利用者である漁業者等の意向などから、レジャー等を目的とした積極的な活用はされていないと伺っているところでございます。

霞ヶ浦に多く所在する漁港や船だまりを拠点といたしまして多彩なレジャー等が行われることは、さらなる交流人口の拡大やイメージアップにつながることを期待される一方で、これらの活用には、市町村や漁業者等の理解が何よりも重要となつてまいりますので、県といたしましては、管理者である市町村や漁業関係者等の意向を十分に踏まえた上で、関係部局が連携を図りながら、活用の可能性について検討してま

いりたいと考えております。

○伊藤土木部長 県道桜川土浦潮来自転車道線の整備についてお答えいたします。

県道桜川土浦潮来自転車道線は、JR水戸線の岩瀬駅から、筑波山の麓や霞ヶ浦の湖岸を通り、潮来市の水郷北斎公園に至る延長約81キロメートルの自転車歩行者専用道路でございます。

このうち、霞ヶ浦湖岸の約40キロメートルの区間につきましては、堤防上の既設の道路を拡幅して新たに自転車歩行者専用道路を整備する計画としております。

これまでに、かすみがうら市の歩崎公園の前面など、湖岸沿いの拠点施設の周辺を中心に約13キロメートルの整備が完了しているところであり、今後も、サイクリストの多い区間や幅員の狭い橋梁などの危険箇所を優先的に整備することとしております。

現在の主な整備箇所といたしましては、まず、土浦市内においては、「りんりんスクエア土浦」や今月末にオープン予定の「りんりんポート土浦」など土浦駅周辺でサイクリング拠点施設が充実しつつあり、多くのサイクリストが訪れることが予想されるため、土浦駅周辺から最初の休憩所となります田村休憩所までの約1.8キロメートルについて整備を進めているところでございます。今年度までの整備により約1.1キロメートルが完了しますので、残る約0.7キロメートルの整備を引き続き進めてまいります。

次に、かすみがうら市内につきましては、国道354号の霞ヶ浦大橋の橋詰におきまして、非常に交通量が多い国道を直接横断せずに、この下を抜ける市道を通って安全に横断できますよう、堤防から市道へおりのスロープの設置工事を進めており、今月末には完了する予定でございます。

また、議員御指摘のかすみがうら市加茂地内の川尻川を渡る戸川橋につきましては、湖岸から内陸側に迂回するとともに、橋自体も幅員が狭く危険でありますことから、湖岸に沿って新たに自転車と歩行者専用の橋を設置することとしており、現在、河川管理者である国と協議を行いながら、地質調査や設計を実施しているところでございます。

加えて、サイクリング環境向上のため、日よけやベンチ等を有する簡易な休憩施設をかすみがうら市内を含め4カ所整備することとしており、これまでに潮来市と行方市の2カ所が完成してございます。

県といたしましては、引き続きこれらの整備を推進し、つくば霞ヶ浦りんりんロードが安全、快適で多様なサイクリングを楽しむことができる環境となるよう、その構築に努めてまいります。

○堀江営業戦略部長 霞ヶ浦の地域資源を生かした振興についてお答えいたします。

霞ヶ浦地域の観光誘客の取り組みについてでございます。

県では、これまで、この地域を代表する帆引き船を中心に、効果的なPRと観光資源の磨き上げを進めてまいりました。

効果的なPRとしましては、帆引き船を茨城の歴史をテーマに作成したパンフレットの中で、産業の近代化を示す資源として紹介したほか、県内の絶景スポットをテーマに、昨年初めて作成いたしました県公式カレンダーにおいて「8月の顔」として掲載し、県内の観光施設等で販売しますとともに、県外の企業向けに営業ツールとしても活用してまいりました。

また、観光いばらきホームページ等において、いばキラTVと連携し、県内の素晴らしい景色を紹介する4K動画「絶景茨城」で発信しておりますほか、テレビ広報番組「たくみにまなぶ」の中で「帆引網漁」の様子を紹介するなど、霞ヶ浦地域の魅力を広く伝えてきたところであります。

次に、観光資源の磨き上げといたしましては、今年度、宿泊観光促進のため、首都圏のインスタグラマーやメディア、旅行事業者を対象に、霞ヶ浦のサンセットクルーズと筑波山ロープウェイでのスターダストクルージング等を組み合わせたモニターツアーを実施いたしました。参加者からは、「こんなに素晴らしい景色が見られるとは知らなかった」、「とても美しい動画、写真が撮れた」と大変御好評をいただいております。

しかしながら、議員御指摘のとおり、帆引き船の歴史や帆引き船に乗船できないことにつきましては、特に県外からのお客様には、十分伝え切れていないのではないかと認識しております。

そのため、今後の取り組みといたしましては、写真の活用に加え、既存の動画のキャンペーンでの放映や自治体初の公認バーチャルV t u b e r「茨ひより」などによるPRも含めて検討してまいります。

また、帆引き船のサンセットクルーズやライトアップ操業など、夜型観光の新たな魅力を組み合わせながら、引き続き旅行商品の造成を働きかけてまいります。

さらに、昨年、観光いばらきホームページに「遊び体験予約システム」を構築いたしましたので、霞ヶ浦地域でのレンコン掘り体験や果物狩りなどについて、このシステムの活用を検討してまいります。

今後とも、地元市町村や関係団体、観光事業者などとの連携をより一層深めながら、霞ヶ浦地域の情報発信に努め、観光誘客にしっかり取り組んでまいります。

○関保健福祉部福祉担当部長 サービス付き高齢者向け住宅と介護保険制度についてお答えいたします。

サービス付き高齢者向け住宅、いわゆるサ高住につきましては、高齢者が安心して生活できる住まいを確保する観点から整備が進められ、2月末現在、県内で209件、5,267戸の住宅が登録されております。

サ高住の整備に当たりましては、地元の十分な理解を得て進めていくことが大変重要であると考えております。

このため、県では、昨年4月に茨城県高齢者居住安定確保計画を改定し、この計画に、法令で定める基準に加え、茨城県独自に、地元市町村への事前協議や周辺住民に対する説明会の開催などを定めるとともに、事前に市町村長の意見書を求めることと

したところでございます。

このような中、先般、「家賃の安いサ高住ほど重度の要介護者が多く入居している。安いサ高住は、介護報酬で収入を補おうと過剰に介護保険サービスを提供しがちである」との新聞報道がなされたところでございます。

本県におきましては、サ高住入居者のうち、重度の要介護者はさまざまな価格帯の住宅に入居しておりますことから、必ずしも家賃が安いサ高住ほど重度の要介護者が多数入居しているという状況にはないと認識しております。

また、入居者が訪問介護などの介護保険サービスを利用する場合は、ケアマネジャーが利用者の心身の状況、環境、本人や家族の希望等を調査した上で、主治医等と検討を重ねて策定した適正なケアプランに基づき提供することとなっております。

さらに、介護保険制度の改正に伴い、昨年10月から、規定回数を超える訪問介護をケアプランに位置づける場合は市町村への届け出が必要となり、過剰な介護サービス提供とならないよう、市町村において指導しているところでございます。

議員お尋ねのサ高住の登録事業者に対する指導監督につきましては、登録どおりのサービスを提供しているか、県が定期的に高齢者住まい法に基づく立入検査を行い、不適切な内容については改善を求めています。また、介護保険サービス事業者に対しましても、定期的に介護保険法に基づく実地指導を行うとともに、不正請求などの疑いのある事業者に対しては、監査を行い、事実関係を調査の上、必要な是正措置を求めているところでございます。

県といたしましては、今後とも、事業者に対する適正な指導監督を行い、サ高住の入居者が安心して生活できるよう努めてまいります。

○榎田農林水産部長 イノシシ等鳥獣被害対策についてお答えいたします。

本県の野生鳥獣による平成29年度の農作物の被害額は約6億円であり、近年、高どまりの状況が続いております。

このため、今年度は、侵入防止施設の設置やイノシシの捕獲経費への補助などの予算を拡充するとともに、新たに緩衝帯整備への補助などに取り組んでおります。

その結果、侵入防止施設の設置について5市町が新たに取り組みを始め、補助額は昨年と比較し約2倍となる見込みであり、また、国等の補助を活用し、有害鳥獣として捕獲したイノシシの頭数は1.4倍の約3,400頭となる見込みでございます。

一方、緩衝帯の整備につきましては、市町村を通じ積極的に推進したところですが、国補の採択要件が厳しいなどの理由により、2カ所の整備にとどまっております。

このため、国と採択要件の見直しについて協議を進めてきたところであり、先般、見直しが認められましたことから、今後は、より多くの地域での整備を推進してまいります。

これからの取り組みを踏まえ、今後、鳥獣被害の軽減を図っていくためには、被害防止対策に主体的に取り組む地域をふやしていく必要がございますので、平成31年度におきましては、市町村等と連携して、被害対策を推進する人材の育成や捕獲の担い手となる狩猟者の確保、効率的な捕獲方法の確立を進めてまいります。

具体的には、新たに市町村職員、地域の代表者等を対象に、専門的な知識や技術を実習を含め体系的に学ぶ、年4回程度の研修会を開催するとともに、狩猟者の確保に向けた狩りガールとの狩猟体験ツアーを実施いたします。

さらに、ICTを活用した鳥獣監視システムの導入により、イノシシの出没傾向を把握し、実態に即したわなを設置することで、効率的な捕獲と効果検証を行う県のモデル事業を実施いたします。その成果については、県が事務局となっている「茨城県イノシシ等被害防止対策協議会」において共有するなど、実効性のある被害防止対策の推進を図ってまいります。

また、イノシシ肉のジビエとしての利活用については、地元市町村の取り組みが重要となりますことから、県ではこれまで、市町村職員担当者会議などの機会を捉え、情報提供を行ってきたところです。

現在、イノシシの処理加工施設を整備する意向を持った市町村がございますことから、出荷制限解除に向けた国との協議や、ジビエカーの導入を含め施設整備に向けた支援等を行ってまいります。

県といたしましては、関係者と連携を図りながら、これらの対策を推進することにより、イノシシ等鳥獣被害の軽減に努めてまいります。

次に、霞ヶ浦の儲かる水産業に向けた取り組みについてお答えいたします。

水産試験場内水面支場は、昭和43年に現在の行方市に設置をされ、これまで養殖用のコイ種苗が全て商品価値の高い雌になる技術や放流用シジミ種苗を生産する技術の開発など、霞ヶ浦北浦を含む内水面漁業の振興に取り組んでまいりました。

しかしながら、内水面支場の施設は老朽化が進み、生産性の向上や高付加価値化につながる漁業者からの新たな研究ニーズへの対応が困難な状況となっております。

このため、新たに遺伝子情報に基づく分析により、魚のえさとなる湖水中のプランクトン量等を測定できる機器や水温や光の量などを制御できる飼育施設を整備し、ワカサギ、コイ、チョウザメなどに関する技術開発に取り組んでまいります。

まず、ワカサギについては、1年で一生を終える魚であるため、年による資源変動が大きいことから、漁期前の資源予測手法の高精度化などに取り組み、資源の保護を図りながら最大収益を得る操業が可能となるよう、漁業者への情報提供や助言等を行い、経営の安定と収益性の向上を図ってまいります。

次に、コイ養殖については、魚の腸内環境を整え健康を保つ乳酸菌をえさに活用することや産卵時期のコントロールなど、新たな養殖技術開発に取り組み、生産コストの低減とともに、肉質の向上や子持ちコイの周年供給による単価向上を図ってまいります。

さらに、新規に取り組むチョウザメ養殖については、従来手法である長期間の飼育試験に比べ、短期間に魚の生息に適した水温等を見きわめられるストレスたんぱく質に着目した研究などを進めてまいります。

また、漁獲物の加工では、生食として人気の高いシラウオについて、鮮度保持や漁期が限られているなどの課題があることから、水産試験場で凍結品の技術開発を進め、普及することにより、漁期以外にも供給可能とし、あわせて新たな販路開拓の支援な

どにより、知名度と収益の向上を図ってまいります。

これらの取り組みを進めることで、生産性の向上や高付加価値化により、霞ヶ浦北浦における儲かる水産業の実現を図ってまいります。

○柴原教育長 教員の機動的な配置についてお答えいたします。

近年、教育課題が複雑化・多様化している中、子どもたちにとって、よりよい学校教育を実現していくためには、教員が健康で生き生きとやりがいを持ち、教育の質を高められる環境を整えることが大切でございます。

しかし、議員御指摘のとおり、負傷や疾病、家族の介護など、教員自身が予想もしなかった理由により、急に学校を離れざるを得ない状況になることもございます。このとき、時期を逸することなく、速やかに代替の臨時的任用職員を確保することは、子どもたちが落ちついて学校生活を送る上で大変重要でございます。

このため、昨年度から、これまで各教育事務所ごとに集約していた臨時的任用職員を希望する者の情報を県全域にわたるデータバンク化することで、効率的に情報を収集できるシステムを構築し、年度途中の任用にあっても速やかに対応できるよう努めております。

さらに、中長期的には、将来教員を志す人材をふやす取り組みが必要でございます。このため、県内の大学と連携した集中講義や大学生向けの「いばらき輝く教師塾」、あるいは中学生や高校生を対象とした「教職セミナー」などを通して、教員の魅力や本県が進める働き方改革についてもあわせて説明しておりますが、今後も、教員を目指す人材がふえるよう努力してまいります。

なお、育児休業者の代替でございますが、これまでは半年ごとに更新が必要な臨時的任用職員で対応しておりましたが、来年度からは、育児休業期間中を任期とする任期付き教職員を任用することといたしました。これにより、教職員から育児休業が申請された際には、任期付き教職員選考試験に合格して採用候補者名簿に登録された者から任用できるため、時期を逸することなく代替者を確保できることとなります。

県といたしましては、今後とも、年度途中に教員の欠員が生じた際に、時期を逸することなく対応できるよう臨時的任用職員の登録者をふやすとともに、育児休業取得者を対象とした任期付き教職員の確保に努め、子どもたちが落ちついて学校生活を送ることができるよう、全力で取り組んでまいります。